

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当：港南区福祉保健課事業企画担当 鈴木 電話 847-8441
----------	---------	-----	---------------------------------------

設 計 書

1 委 託 名 第 5 期港南区地域福祉保健計画（区計画・地区別計画）冊子及び
第 5 期港南区地域福祉保健計画（区計画・地区別計画）リーフレットの
デザイン委託

2 履 行 場 所 港南区福祉保健課

3 履行期間 ■期間 契約締結日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
又は期限 □期限 年 月 日 まで

4 契約区分 ■ 確定契約 □ 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 ■ 不要
□ 要（ 月 日 時 分 場所 ）

7 委 託 概 要
第 5 期港南区地域福祉保健計画（区計画・地区別計画）冊子及び
区計画概要版リーフレット、並びに地区別計画リーフレットのデザイン
委託

8 部 分 払

☐ す る (回以内)

☒ し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額		¥	
内 訳	業 務 価 格	¥	
	消費税及び地方消費税相当額	¥	

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
第5期港南区地域 福祉保健計画（区 計画・地区別計 画）冊子のデザイ ン委託	詳細は仕様 書のとおり	1	式			
第5期港南区地域 福祉保健計画（区 計画・地区別計 画）リーフレット のデザイン委託	詳細は仕様 書のとおり	1	式			
消費税及び地方 消費税相当額		1	式			

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕様書

1 件名

第5期港南区地域福祉保健計画（区計画・地区別計画）冊子及び
第5期港南区地域福祉保健計画（区計画・地区別計画）リーフレットのデザイン委託

2 仕様等

（1）第5期港南区地域福祉保健計画（区計画・地区別計画）冊子

- ア 体裁：A4判
- イ ページ数：100ページ（表紙及び裏表紙を含む）
- ウ 校正：最大3回
- エ その他：うち60ページ分は（2）で制作するリーフレットを転用。
写真画像、挿絵イラストや図表などのデザインを含む
（第4期計画冊子作成時のAiデータあり）

（2）第5期港南区地域福祉保健計画（区計画・地区別計画）リーフレット

- （1）で制作する冊子のうち、区計画の概要となる部分のみのリーフレット1種類と、地区別計画15種類を作成します。
- ア 体裁：A3判二つ折り
- イ 校正：1種類あたり最大3回
- ウ その他：写真画像、挿絵イラストや図表、簡易的な地図などのデザインを含む
（第4期計画リーフレット作成時のAiデータあり）

3 委託内容

- （1）冊子（1種類）のレイアウト及びデザイン制作
- （2）リーフレット（16種類）のレイアウト及びデザイン制作
- （3）区計画の柱となる4つのアクションと推進の主な視点をイメージする「向日葵」のイラストの作成
- （4）挿絵イラストや図表、簡易的な地図の作成
- （5）写真画像の加工、挿入
- （6）版下データ及びWEB掲載用データの作成

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 納品方法

制作したすべての媒体について、次のデータを光ディスクに保存して提出する。

- （1）印刷業者入稿用illustrator形式の版下データ
- （2）PDF形式の版下データ
- （3）PDF形式のWEB掲載用データ

6 注意事項

(1) 入稿について

- ア テキストは Word 形式、Excel 形式または PowerPoint 形式等で入稿する。
- イ 写真画像は区からデータを提供する。

(2) デザイン制作について

- ア 色の使用については、高齢者や色覚異常の方へ配慮すること。
- イ 文字の大きさは打ち合わせのうえ決定する。
- ウ 版下データは印刷業者で扱える体裁のものとする。
(トンボ、断ち切りのガイドラインの設定、用紙サイズ実寸大など)
- エ 文字フォントは印刷業者で出力可能なものを使用すること。特殊な文字フォントを使用する場合は、アウトライン化を行う。
- オ 写真などの画像は、すべて illustrator データ内に埋め込み処理を行うこと。埋め込み処理が行えない場合は、リンク元のすべての画像と illustrator データを同じフォルダに保存して提出し、その旨を報告すること。
- カ イラスト、図表、簡易的な地図など作成する際、第4期計画の illustrator データを活用することを認める。

(3) 校正について

- ア 5MB未満のデータは、電子メールで受け渡しを行う。
- イ 5MB以上のデータは、区が指定するデータ転送サービスを用いて受け渡しを行う。
- ウ 校正原稿はPDF形式のデータで提出する。
- エ 区からの校正指示は、PDF形式のデータによるもののほか、テキスト、口頭で行う。

(4) 納品について

- ア 光ディスクによる納品時は校了データのみを保存すること。
- イ 使用したソフト及びバージョンを明記すること。
- ウ 納品後、印刷業者に版下データを提供した際に不具合が生じた場合は、区からの指示により対応すること。

7 その他

- (1) 契約に関しては、本市の契約規則を遵守すること。
- (2) 制作スケジュールは両者で打ち合わせのうえ、決定する。
- (3) 作成したデータの著作権は横浜市に帰属し、横浜市及び横浜市が認める団体等において使用する。なお、デザインの改変による二次的著作物の作成は禁止する。